

# 運営規定

サービス種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
事業所名 グループホーム いきいき岩見沢

## (目的)

第1条 この規定は日本システムサービス株式会社が開設するグループホームいきいき岩見沢（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を地域の中で、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 本事業において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあつては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、グループホームいきいき岩見沢とする。

- 2 本事業所の所在地は、岩見沢市志文町1180-47とする。

## (職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (他の職務と兼務可)  
管理者は、業務の管理及び職員などの管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名 (他の職務と兼務可)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等の連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 5名程度 (他の職務と兼務可)  
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第7条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、助言

(介護計画の作成)

第8条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上所得者の場合は2割~3割)とする。ただし、次に掲げるものは、利用料として支払いを受ける。

- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| ① | 室料  | 別紙利用料のとおり |
| ② | 食材費   | 別紙利用料のとおり |
| ③ | 水道光熱等費用                                     | 別紙利用料のとおり |
| ④ | 入居準備金                                       | 別紙利用料のとおり |
| ⑤ | その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実費        |

- 2 月の途中における入居または退居については、食材費は日割計算、室料・水道光熱等費用は、15日以内の利用者のみ半月計算とする。16日以上は通常の利用料(1カ月分)とする。

尚、月の途中での入院及び退院に伴う入居または退去については食材費以外通常の利用料(1カ月分)とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 利用者は努めて健康に留意すること。
- ② 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ③ 入院しなければならない時は入院すること。

- ④ 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
  - ⑤ 定められた場所以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
  - ⑥ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 2 入居後利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
  - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切な対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善設置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(事故発生時における対応策)

- 第14条 利用者に事故が発生した場合、従業員は協力医療機関と連絡を取る等を行い、利用者に対し適切な措置を講ずる。また、管理者は事故の原因を十分調査した上、利用者代理人及び家族に対しその内容を説明しお詫びするとともに、二度と事故が発生しないよう研修等を行い全従業員に徹底を図る。

(衛生管理)

- 第15条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関との連絡をとり、適切な措置を講ずる。
- 2 医療連携体制実施時は看護師が日常の健康管理を行い、看護師と24時間連絡がとれる体制を確保し、重度化した場合の指針を定める。

(非常災害対策)

- 第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。  
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難通路及び協力機関等と連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関との連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第20条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 利用者に対し、身体拘束は行わないものとする。なお、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合は身体を拘束場合がある。もし拘束を行う場合は、事前に承諾を受け理由等を記録しておくものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会社が定めるものとする。

付 則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。